

令和8年度加古川市建設工事制限付一般競争入札の実施にあたり、特に次の点に留意のうえ入札に参加してください。

○ 電子入札について

市契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する建設工事について、令和3年4月以降の公告案件は全て電子入札システムを利用した発注となります。電子入札に参加するためには、ICカード及びICカード読取装置を購入し、電子入札システムの利用者登録を行う必要があります。詳しくは、加古川市ホームページをご確認ください。

○ 入札の流れについて

市契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する建設工事の入札に参加する場合、入札を行う前に競争入札参加資格確認申請書の提出が必要となります。詳しい入札の流れについては、加古川市ホームページをご確認ください。

なお、競争入札参加資格確認申請書を提出した結果、競争参加資格が認められなかった者及び競争入札参加資格確認申請書を提出しなかった者は、入札を行うことはできませんので、十分にご注意ください。

○ 変動型最低制限価格制度の適用について

加古川市建設工事の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱に定める最低制限価格制度を適用します。

※ 入札における落札決定は、次の手順により行います。

①入札参加者の提示した入札価格が、予定価格を超過、または予定価格の85%または低入札基準価格のいずれか低い価格未満の場合は無効とします。

②〔1次判定〕入札参加者の提示した最低の入札価格が、低入札基準価格（開札後に公表）以上か否かを判定します。

③最低の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、落札となります。

④最低の入札価格が低入札基準価格を下回る場合は、2次判定に移行します。

⑤〔2次判定〕有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値に95%を乗じて算出した値を最低制限価格とし（算出した最低制限価格が予定価格の85%を下回る場合は、有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値を最低制限価格とする。）、最低の入札価格が当該最低制限価格以上か否かを判定します。

なお、下位5分の1及び上位5分の1の者の算出にあたり、1未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。また、有効な入札参加者が5者未満の場合は、最低制限価格を適用しません。

⑥最低の入札価格が当該最低制限価格以上の場合は、落札となります。

⑦最低の入札価格が当該最低制限価格を下回る場合は、失格となります。

⑧最低の入札価格を提示した者が失格となった場合は、次に低い入札価格を提示した者に対して、改めて1次判定から行い、落札となる者が生じるまで繰り返し適用します。

○ 市契約検査課又は上下水道局経営管理課の発注工事の手持工事の制限数について

市契約検査課又は上下水道局経営管理課の発注工事の手持工事数が合わせて5件以上ある者は入札に参加できません。

なお、手持工事がある場合には、5件から当該手持工事数を差し引いた件数だけ競争入札参加資格確認申請書を提出できます。ただし、随意契約による工事及び予定価格1億5千万円以上の工事については、入札時並びに落札後も手持工事数の制限の対象としません。

○ 配置技術者の専任性の緩和について

市契約検査課が発注する工事に配置する技術者について、公告文において配置する技術者の専任を参加資格要件としない工事については、1人の技術者を配置予定技術者として2件まで競争入札参加資格確認申請書を提出することができます。（他の自治体等の工事との兼務は認めません。）また、既に別の工事に配置されている技術者については、その工事が専任を要しない場合にのみ、技術者の専任を参加資格要件としない工事の配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出することができますが、競争入札参加資格確認申請書を提出できる件数は、既に配置されている工事と合わせて2件までとなります。

なお、工事への専任を要件とする工事の技術者となっている者又は工事への専任を要件とする工事への配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出した者を、配置予定技術者として別の工事へ競争入札参加資格確認申請書を提出した場合は、当該技術者を配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての入札が無効となります。

○ 市契約検査課又は上下水道局経営管理課の発注工事の配置技術者の取扱いについて

市契約検査課又は上下水道局経営管理課の発注工事において、どちらも技術者の専任を参加資格要件としない場合は、合わせて2件まで重複して競争入札参加資格確認申請書を提出することができます。

なお、市契約検査課又は上下水道局経営管理課の発注工事のどちらか一方又は両方が、技術者の専任を参加資格要件として発注した工事である場合、配置する技術者の重複は認めませんので、競争入札参加資格確認申請書の提出時など十分注意してください。専任を参加資格要件とする工事において、技術者の重複があった場合は、当該技術者を配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出した全ての入札が無効となります。

○ 営業所技術者等の取扱いについて

営業所技術者等は、建設業法等の規定により営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。したがって、市契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する技術者の専任を要件とする工事については、営業所技術者等を配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出することができません。

なお、契約締結権限を有する本店、支店及び営業所等の所在地が加古川市内にある事業所については、技術者の専任を要件としない工事で、かつ、工事現場が加古川市内の工事については、1件のみ配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出できることとします。

○ 設計図書について

設計図書は、公告文と併せてインターネット上に開設した入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載しています。ついては、入札情報サービスから印刷もしくはダウンロードして入手ください。なお、入札情報サービスで設計図書を閲覧するには、別途通知した業者番号及びパスワードが必要となります。

業者番号及びパスワードの再交付が必要な場合は、『業者番号・入札情報サービス初回ログインパスワード交付申請書（指定様式）』に必要事項を記載し、契約検査課までファクシミリ（FAX：079-427-2510）で送信してください。契約検査課からメールで業者番号及び初回パスワードを返信します。

○ 入札参加申込み全般にあたっての留意事項について

次の①から④までを熟知のうえ、無効となる入札参加申込み又は入札とならないよう、応募に必要な手続き及び注意事項を遵守してください。

- ①加古川市電子入札実施要綱
- ②加古川市入札・契約のしおり
- ③現場代理人及び技術者の取り扱いについて
- ④建設業法その他関連法令

○ 変更契約に伴う技術者等の変更について

当初、現場代理人又は主任技術者の兼務を認めた工事で、変更契約により請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となった場合、現場代理人については引き続き兼務を認めますが、主任技術者については建設業法の規定により「専任義務」が発生しますので注意してください。

なお、これに伴う主任技術者の変更は可能ですので、新たに資格を有する技術者を適正に配置してください。

令和8年10月15日公告

契約番号／工事番号	5081000050／管財工第08001号
工 事 名	市役所公用電気自動車普通充電設備増設工事
工事場所	加古川市加古川町北在家2000番地
建設工事の種類	電気工事
工事概要	車庫棟 ・普通充電コンセントの増設 10回路 (AC200V 3kW充電用) ・電灯分電盤の増設 2面 ・上記に伴う配線・配管工事 一式 ・幕板・柱鉄部塗装工事 一式
工事担当課	管財課
工 期	契約締結日の翌日から令和9年3月15日まで
予定価格	公表しない（契約締結後公表する）
最低制限価格制度	適用あり 適用方法は次のとおりとする。 （有効な入札参加者のうち最低の価格を提示した者が低入札基準価格を下回る場合は、当該有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値に95%を乗じて算出した値を最低制限価格とする。ただし、算出した最低制限価格が予定価格の85%を下回る場合は、当該有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値を最低制限価格とする。なお、有効な入札参加者が5者未満の場合は、最低制限価格制度を適用しない。）
支払条件	契約金額が500万円以上の場合 前金払 有 工期が90日以上で前金払を受けた場合 中間前金払 有 部分払 1回 (中間前金払か部分払のいずれかを選択すること。契約締結後の変更は認めない。)
週休2日制度の活用	本工事は、発注者が「通期の週休2日」に取り組むことを指定する週休2日制度の対象工事である。
契約不適合責任期間	2年（故意又は重大な過失による場合は10年）
現場代理人	契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する他の工事との兼務可。
入札参加申請方法	電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請書を提出すること。 ※ 参加資格要件(5)を満たす配置予定技術者を記載した配置予定技術者届（指定様式）を添付すること。
参加申請期限	令和8年10月26日（月）午後5時
資格通知日	令和8年10月30日（金）
入札方法	競争入札参加資格確認通知書にて競争参加資格『有』の通知を受けた者は、電子入札システムにより入札書を提出すること。
入札書の提出開始日時	令和8年11月6日（金）午前9時
入札期限	令和8年11月9日（月）午後5時
入札書に添付する書類	積算内訳書
入札（開札）日時	令和8年11月10日（火） 午前10時00分
入札（開札）場所	加古川市役所 消防庁舎4階 入札室
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額が500万円を超える場合、契約金額の10分の1相当額
現場説明会	なし
質問方法	電子入札システムにより提出すること。
質問期限	令和8年10月26日（月）午後5時
質問の回答日・方法	令和8年10月30日（金） 入札情報サービス及び契約検査課で公表する。

応募形態	単体企業体
契約条項を示す場所	次の場所にて閲覧に供する。 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所総務部契約検査課 電話番号 079-427-9153
参加資格要件 (全項目に該当すること)	(1) 参加申請期限において、令和8年度加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、電気工事 で登録されていること。 (2) 電気工事 において、建設業の許可を有すること。 (3) 参加申請期限において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の電気工事 の総合評定値が 250点以上1,099点以下 であること。 また、その経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しが参加申請期限の前日までに加古川市契約検査課へ提出されていること。 (4) 本店の所在地が加古川市内であること。 (5) 現場代理人及び技術者を配置できること。（契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する他の工事との兼務は可とするが、その他が発注した建設工事との兼務は認めない。） 技術者は、建設業法上の電気工事業の主任技術者の資格を有する者で、加古川市に当該主任技術者として参加申請期限までに登録されており、かつ、入札日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。 また、技術者が契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する他の専任を要しない工事と兼務する場合は、参加申請期限（令和8年10月26日時点）において、契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する建設工事の手持工事が1件であるとともに、参加申請期限において、その他が発注した建設工事について、手持工事を有していないこと。 なお、加古川市契約検査課及び加古川市上下水道局経営管理課が発注した建設工事の手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査後に加古川市及び加古川市上下水道局が通知する検査結果通知書の合否判定日までとし、その他が発注した建設工事の手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査に合格した日までとする。 (6) 参加申請期限において、加古川市契約検査課又は加古川市上下水道局経営管理課が発注した建設工事（随意契約によるもの及び設計金額1億5千万円以上のものを除く。）について、手持工事の件数が4件以内であること。 (7) 加古川市指名停止基準に基づく指名停止を公告日、入札（開札）日のいずれにおいても受けていないこと。 (8) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 (9) 次の①及び②に該当しないこと。 ①電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該工事の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。 ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。 (10) 施工実績は求めないが、本工事を適正に施工する能力があること。
入札参加申込数の制限	本工事と同日に公告された他の工事を含め、参加申請期限において、 加古川市契約検査課又は加古川市上下水道局経営管理課 が発注した建設工事について手持工事（随意契約によるもの及び設計金額1億5千万円以上のものを除く。）の件数を含めて5件まで入札参加申込みができる。なお、手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査後に加古川市又は加古川市上下水道局が通知する検査結果通知書の合否判定日までとする。

注意事項	(1) 加古川市電子入札実施要綱、加古川市入札・契約のしおり及び現場代理人及び技術者の取り扱いについてを熟知のうえ、無効となる入札参加申請又は入札とならないよう、応募に必要な手続き及び注意事項を遵守すること。
	(2) 入札参加有資格者が入札（開札）日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	(3) 参加資格要件のほか、建設業法の規定により下請契約の請負代金額が5, 000万円（建築一式工事の場合は8, 000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となるとともに、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。
	(4) 営業所技術者等の取扱いについては、本市の技術者の取扱いを熟知するとともに、建設業法の規定に違反することのないよう十分注意すること。
	(5) 入札（開札）に関して、事故が起きたとき、不正な行為があると認めたとき又は不正な行為があるおそれがあると認めたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
	(6) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
	(7) 契約締結時において、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づき、契約金額が200万円を超える場合は、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。
	(8) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。